



令和6年11月8日

【訪問看護・介護事業所等（訪問系）】 第2回感染症対策研修

第3部 感染症対策シミュレーション資料

山梨大学医学部感染症学講座

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定の主な事項」より

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
- (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

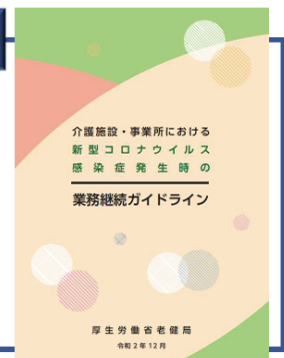
❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



- ◆令和3年度介護報酬改定によりBCPの策定及び研修・訓練が義務化
(経過措置令和6年3月末まで)
- ◆令和6年度介護報酬改定で、BCPが策定されていない事業者に対する基本報酬の減算
(経過措置令和7年3月末まで)

経過措置中のため減算はされないが違反状態ではあることに注意。

施設運営基準より

- (1) 感染症、自然災害の両方のBCPを策定
- (2) BCP研修、訓練の定期的な実施
訪問系は ■年1回以上の研修
■年1回以上の訓練

実施内容の記録を取ることも施設運営基準にて求められています。
適切に保管しましょう。

二つの違い

感染症の予防及び まん延の防止のための指針

事業所における感染症の予防及びまん延の防止に向けた具体的な取り組みを定める。

- 感染対策委員会の設置、開催
- 研修・訓練の実施
- 平常時の対策
- 感染症発生時の対応 など

BCP（業務継続計画） Business Continuity Planning

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問介護（指定訪問看護）の提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画のこと。

■ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

施設運営基準より

「感染症の予防及びまん延防止のための研修」と
「感染症BCP研修」を一体的に実施することも
差し支えない。 ※訓練についても同様。

※記録を残し、適切に保管すること

例

令和6年11月8日（金）17:00～19:00事業所会議室にて

①「感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練」

②「感染症BCP研修・訓練」を一体的に実施

参加者氏名：●●●●、●●●●、●●●●、・・・合計●名

欠席者氏名：▲▲▲▲（欠席者には当日の資料を配布、
また記録動画の視聴を指示した）

研修内容 講師：■ ■ ■ ■

①

②

訓練内容①

②



BCP研修のポイント



全職員にBCPを周知するためにおこなう研修。
目的としては、BCPの内容の理解、平常時の対応の
必要性、緊急時の対応や役割を理解すること。
訪問系は年1回以上と、新規採用時の実施が義務付
けられています。

BCP研修は勤務として実施
する研修です。
非常勤職員も含め、全職員
が参加できるように、勤務調
整や、少人数で複数回開催
する等の工夫をしましょう。

職員全員の参加が必要で
あるため、欠席者には後
日研修内容の伝達を忘れ
なく実施すること。



BCP研修の開催例



施設運営基準には、

**「感染症の予防及びまん延防止のための研修」と「感染症BCP研修」
を一体的に実施することも差し支えないとされています。**

最初は研修の目的やテーマを絞り込み、短時間で実施することも方法の一つです。

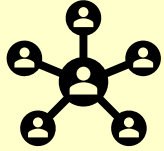
感染症の予防及び まん延防止のための研修

- 感染症の基礎知識
- 標準予防策の基礎知識
- 手指衛生・PPE着脱の演習など

感染症BCP研修

- BCP概要
- 感染症BCPの発動基準
- 連絡報告体制の周知 など

各事業所によって
異なる



BCP訓練のポイント



BCP訓練は、BCPに基づいて感染症発生時に行動できるかをシミュレーションするためのものです。

用意した設定のもとで参加者が自分の役割を理解し行動することで、BCPの内容を習得することができ、また判断力や意思決定能力の向上が見込めます。

施設運営基準には「訓練の実施は、机上含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である」とされています。

事業所の規模や負担感などに応じて事業所の実情に沿った訓練を想定しましょう。

BCP訓練の場合、参加者は全職員でなくても構いません。例えば、感染対策本部メンバーのみが訓練を実施し、後日、実施内容や訓練後の反省点などを全職員に共有する必要があります。



BCP訓練の開催例



施設運営基準には、

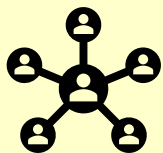
**「感染症の予防及びまん延防止に関する訓練」と「感染症BCP訓練」
を一体的に実施することも差し支えないとされています。**

感染症の予防及び まん延防止に関する訓練

- 個人防護具の着脱
- 嘔吐物の処理方法 など

感染症BCP訓練

- 感染症対策本部の立ち上げ
- BCP発動と初動対応
- 業務継続のための机上訓練 など



BCP訓練の進め方 例



①準備-1

訓練シナリオを準備。はじめは簡単なシナリオで。

②準備-2

感染症対策本部設置を想定している場所（会議室など）に本部メンバーが集合。

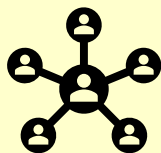
可能であれば本部の設営（ホワイトボード、パソコン、電話等を配置） ←※訓練内容・規模による。

③訓練実施

進行役は訓練開始前に訓練の目的、前提条件などを説明。訓練中、シナリオを1ステップずつ説明して進行。参加者の発言を引き出し、全体の流れを誘導。

④改善・共有

終了後、参加者全員で振り返る時間を設ける。訓練によって洗い出された反省点を基にBCPを改善する。後日、職員全員に訓練内容や改善点などを共有する。



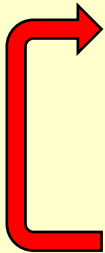
BCP訓練 終了後



■評価項目で評価したり、反省点を基にBCPを改善する。

- 例1.達成度 期待された行動をとれた
- 2.迅速性 対応に要した時間
- 3.正確性 与えられた状況を正確に整理できた
- 4.柔軟性 検討できた対応の数

■BCPは策定して終わりではない。

- 
- ①BCP策定
 - ②計画の実施と運用
 - ③研修・訓練の実施
 - ④改善・共有

実際に使える、役立つBCPへと
ブラッシュアップを継続する

11/8実施 感染症対策シミュレーション例

このシナリオはBCP感染症訓練のための一例です。本シナリオのみですべての事項をカバーしているわけではありません。

各事業所の状況に応じてシナリオを変更し、自事業所の実情に沿った訓練を実施することが望ましいと考えます。

職員Aより コロナ感染の連絡

- ①職員Aより必要な情報を聞き取る
- ②管理者へ報告し、必要な初動対応をおこなう
- ③初動対応後、情報を本部に集約
- ④管理者が必要と判断し、BCPを発動、感染症対策本部立ち上げ
- ⑤役割分担をおこない、各班で対応
- ⑥訪問業務を継続するために、訪問調整をおこなう
- ⑦感染した職員の復帰時期は、症状出現日を0日目とし、5日間は出勤停止。6日目の朝に抗原検査をおこない、陰性であれば出勤可能とする。
- ⑧感染疑い職員の復帰時期は、感染者との最終接触日を0日目とし、3日間は自宅待機。4日目に抗原検査をおこない、陰性であれば出勤可能とする。

職員Aより 必要な情報を聞き取る

訓練参加者全員に配布

【訪問看護・介護】感染症対策シミュレーション					新型コロナウイルス感染職員 出勤再開目安 発症日を0日目として、5日間は自宅待機。6日目の朝に抗原検査を行い、陰性であれば出勤可。			
感染者・感染疑い者 管理リスト								
報告日	感染者 感染疑い者	属性	氏名	区分	発症日 接触日	出勤可能日 (見込)	発症日から2日前までの行動	管理完了
/	感染者 感染疑い者	利用者 利用者家族 職員 職員家族		本人 同居家族 同僚	/ 発症 接触	/ 	本日 出勤・休み	
							昨日 出勤・休み	
							おととい 出勤・休み	
/	感染者 感染疑い者	利用者 利用者家族 職員 職員家族		本人 同居家族 同僚	/ 発症 接触	/ 	本日 出勤・休み	
							昨日 出勤・休み	
							おととい 出勤・休み	
/	感染者 感染疑い者	利用者 利用者家族 職員 職員家族		本人 同居家族 同僚	/ 発症 接触	/ 	本日 出勤・休み	
							昨日 出勤・休み	
							おととい 出勤・休み	
その他								

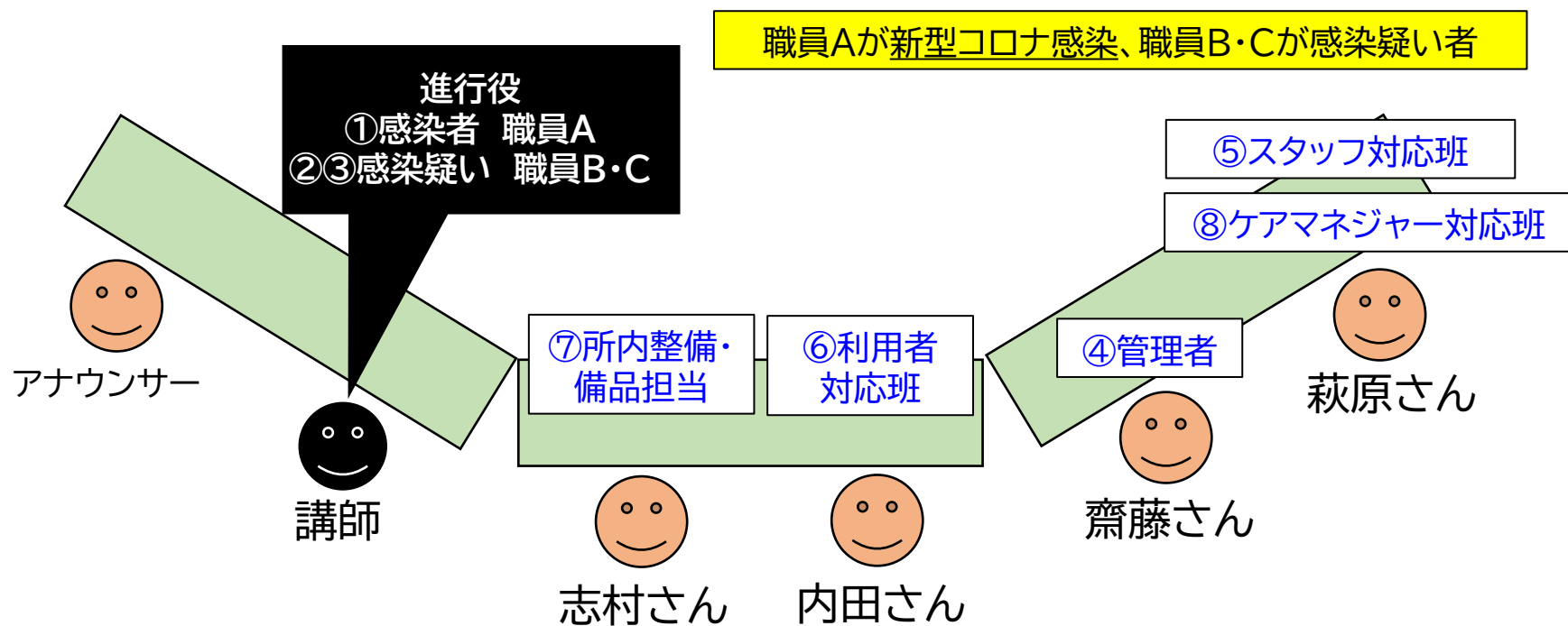
◆聞き漏らしが無いよう
あらかじめ管理リストなどを
作成しておくが良い。
◆出勤目安、接触者の条件など
決まっていることを記載して
おく質問があった際に役立つ。

※新型コロナウイルス感染症の場合における感染疑い者の例

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室、または長時間の接触があった者。(同居家族など)
- ・適切な感染の防護無しに、新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察・看護もしくは介護していた者。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、マスク無しで新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者。

(感染疑い職員 出勤再開目安:感染者との最終接触日を0日目とし、3日間は自宅待機。4日目の朝に抗原検査をおこない、陰性であれば出勤可。)

11/8実施 感染症対策シミュレーション例



- 感染症対策本部メンバーが訓練に参加。
- ある日の実際の訪問スケジュールの中で、職員Aが感染した場合を想定。
- 進行役がすべての情報を持っているため、①職員A、②感染疑い職員B、③感染疑い職員Cを兼ねる。
- この他にオブザーバーとしてシミュレーションを見守る立場の人間を置くのが良い。
シミュレーション終了後、気が付いた点のフィードバックをおこなう。
聞くべき情報をすべて聞き出せたか、共有すべき情報を関係機関に伝えられたか、担当者を決めて判断ができているか等を客観的にチェックする。

11/8実施 感染症対策シミュレーション例

職員Aより コロナ感染の連絡

確認事項

- 症状出現日、症状の確認、受診日
- 症状出現2日前から、本人がケアした利用者の確認
- 症状出現2日前から、マスク無しで長時間接触した職員がいるか確認
- 思い当たる感染経路があるか
- 同居家族の感染があるか

初動対応

管理者へ
報告

事業所内の
情報共有

症状出現2日前から
本人がケアをした
利用者の確認

症状出現2日前から
マスク無しで長時間接触した
感染疑い職員がいるか確認

事業所内の
共有部分の
消毒

ケアマネジャーへ
情報共有

ケアマネジャーから、利用者が
他に利用している医療機関や
サービス事業者へ、情報の
提供を依頼する

訪問業務調整

勤務調整
出勤要請

所内で人員手配が難しい場合、
◆利用者の訪問に優先度をつける
◆ケアの短縮をお願いすることも検討
◆法人内の別事業所、市町村への人員手配協力依頼

利用者の
ケア内容変更

ケアマネジャー
へ連絡

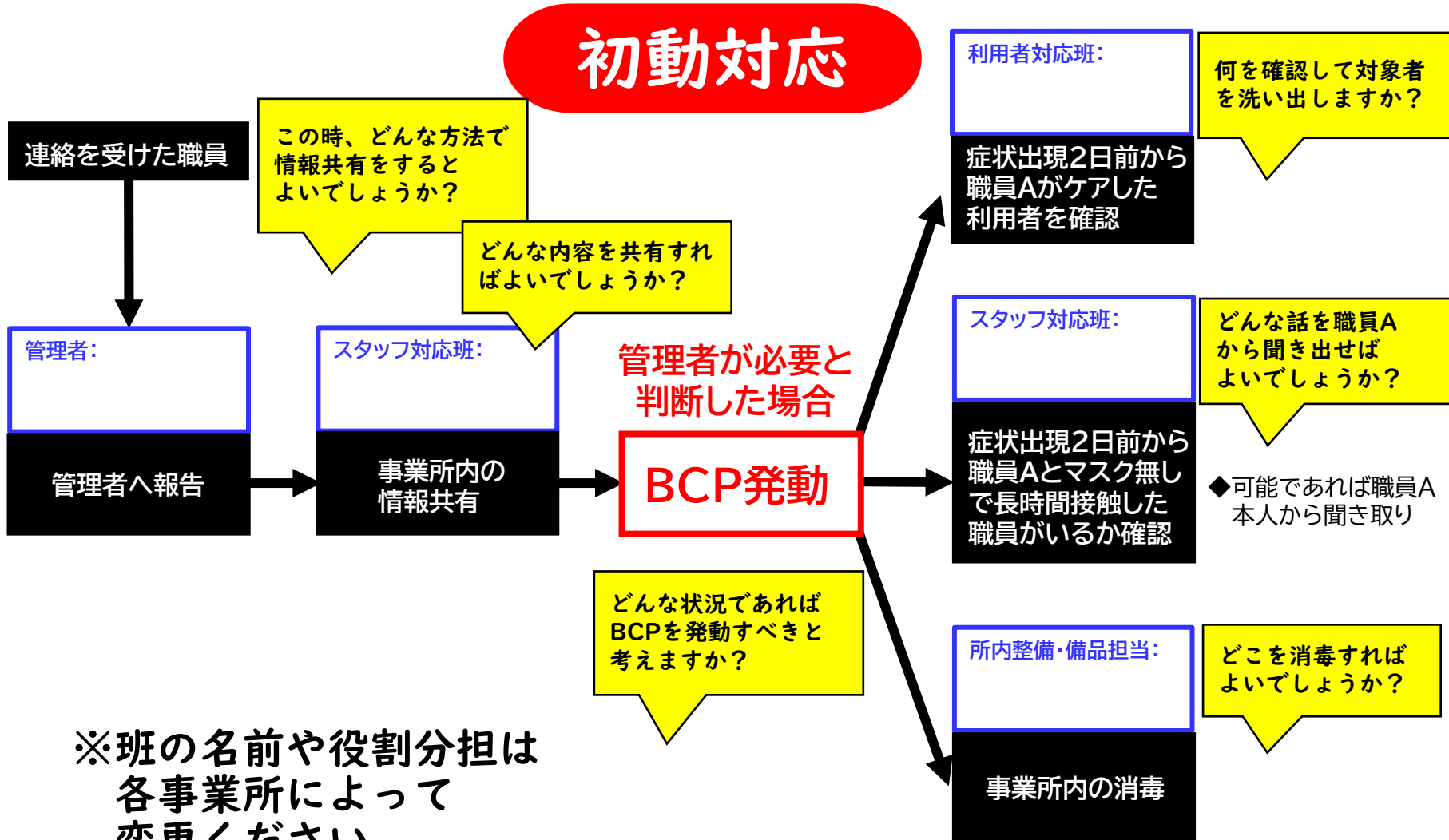
情報を本部に集約

管理者が必要と判断した場合
BCP発動

ケアをした利用者に事情を説明
健康観察・体調不良時には受診のお願い

感染疑い職員の健康観察
(抗原検査)

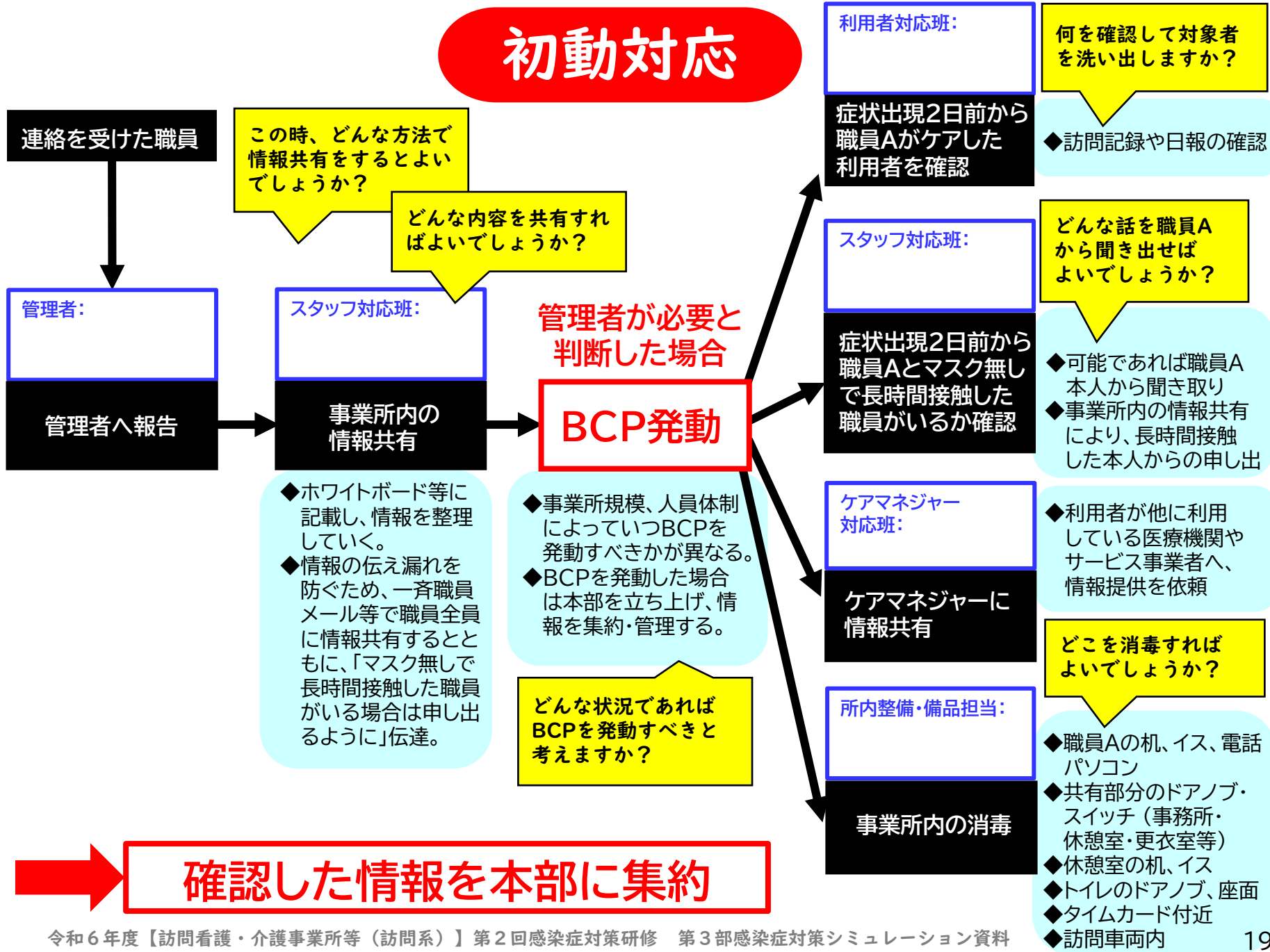
初動対応



※班の名前や役割分担は各事業所によって変更ください。

確認した情報を本部に集約

初動対応



事態收拾のため取るべき行動・連絡内容

①感染の連絡を受けた際に確認すべきこと

- 症状出現日
- 体温、その他身体症状の確認
- 症状出現日より2日前からの行動の聞き取り
- 勤務があったか
- マスク無しで長時間接触した職員・利用者がいるか
- 感染経路について確認
- 毎日の体調を報告依頼(メールなど)
- 出勤停止期間と復帰の見通しについて確認

②初動対応

- 管理者へ報告
- 事業所内で情報共有
- 役割分担
- マスク無しで職員Aと長時間接触した職員がいた場合は申し出るよう依頼(感染疑い者)
- 職員Aが対象期間にケアした利用者の確認
- 必要箇所の消毒

③確認した情報を集約し、管理者へ報告

- 感染疑い者がいるか
- BCPを発動すべきか検討
- 役割分担
- 職員Aがケアした利用者へ事情連絡
- 感染疑い職員はすぐに退勤し、自宅待機
- (必要な場合は指定権者・保健所へ報告)

④訪問調整

- 出勤要請、人員手配
- 所内で人員手配がつかない場合、法人内の別事業所や市町村担当への人員手配要請
- 人員手配がつかない場合、ケアの短縮や訪問の中止を含めて検討。
- ケアマネジャーへ情報共有
- 接触利用者へ今後の訪問について連絡
- 影響の出る利用者へ訪問の変更について連絡

事前トリアージの
必要性

⑤感染疑い利用者 訪問の際の注意点

- できる限り最小限・短時間のケア
- 防護具の準備
- 使用済み防護具の廃棄について、利用者家族に依頼
- 同居家族が感染しないよう注意点を説明

⑥感染疑い利用者 訪問中止の際の注意点

- 家族にケアを依頼
- 定期的に連絡し、本人の状態を確認

⑦訪問後、ケアマネジャーへ打ち返し

- 訪問の結果をケアマネジャーに報告

⑧職員出勤再開の見通し

- 感染者本人の場合
- 感染疑い者の場合

進行役用 シナリオ

⚠注意⚠

本シナリオを見てよいのは、進行役のみ。
他のスタッフは進行役からの情報を基に動くこと。

本日9:30 職員A(訪問ヘルパー)よりコロナ感染の電話連絡あり。

職員A

症状・経過

- 今朝6:00から発熱(38.0℃)、咳、全身倦怠感はあるものの、会話は可能。
- いま病院を受診し検査、新型コロナウイルス陽性

本日の予定

- 訪問予定3名(11時Xさん、14時Yさん、16時Zさん)

2日前からの行動

- おととい(11/6) 出勤無し。
- 昨日 (11/7) 出勤あり。3名対応。(利用者Eさん、Fさん、Gさん)
いずれも双方マスクを着用していた。→ケアはしたが、感染疑い者とはならない。
- 昨日の昼食を事業所休憩室で、職員B・Cとともに利用。マスク無しで約1時間会話したとのこと。→職員2名は感染疑い者。
- 感染経路は不明。同居家族の夫と子どもは症状無し。

職員B

本日出勤済み。現在のところ症状無し。

本日の予定

- 訪問予定3名
(11時Hさん、14時Iさん、16時Jさん)

昨日の午後の訪問

- 2名訪問(14時Kさん、16時Lさん)

職員C

本日出勤済み。現在のところ症状無し。

本日の予定

- 訪問予定3名
(11時Sさん、14時Tさん、16時Uさん)

昨日の午後の訪問

- 2名訪問(14時Tさん、16時Uさん)

業務継続体制の確保

◆職員Aがケアした利用者への連絡

利用者対応班:

連絡すべき内容は
どのようなことでしょうか？

平常時にどのような
準備をしておく
役に立つでしょうか？

連絡・検討後の
内容を
感染対策本部に
集約

◆感染疑い職員B・Cへの連絡

スタッフ対応班:

連絡すべき内容は
どのようなことでしょうか？

感染症対策本部に集約し、今後の対応方針を共有する

業務継続体制の確保

◆職員Aがケアした利用者への連絡

連絡すべき内容はどのようなことでしょうか？

利用者対応班:

事情説明・体調確認。
体調の変化があれば連絡し、受診するよう依頼。
今後の訪問予定については検討し、改めて連絡する。

平常時にどのような準備をしておく、役に立つでしょうか？

連絡・検討後の内容を
感染対策本部に
集約

◆感染疑い職員B・Cへの連絡

連絡すべき内容はどのようなことでしょうか？

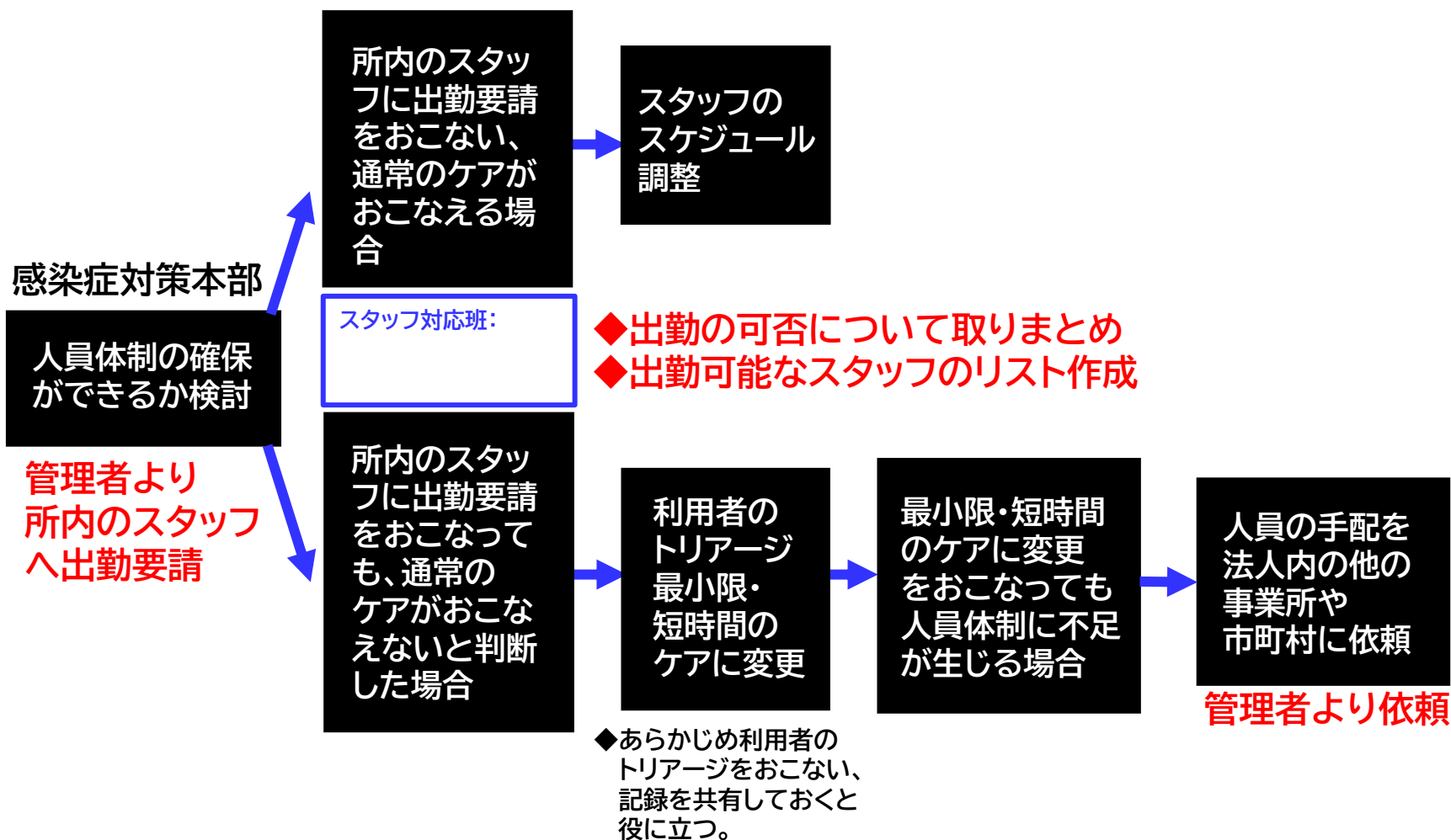
スタッフ対応班:

状況の聞き取り。
自宅待機期間および出勤の可否について伝達。
体調に変化があったら連絡を。

◆あらかじめ各書式を作成しておく、報告・集約の際にわかりやすい。
また、聞き漏らしや伝達漏れを防ぐことができる。

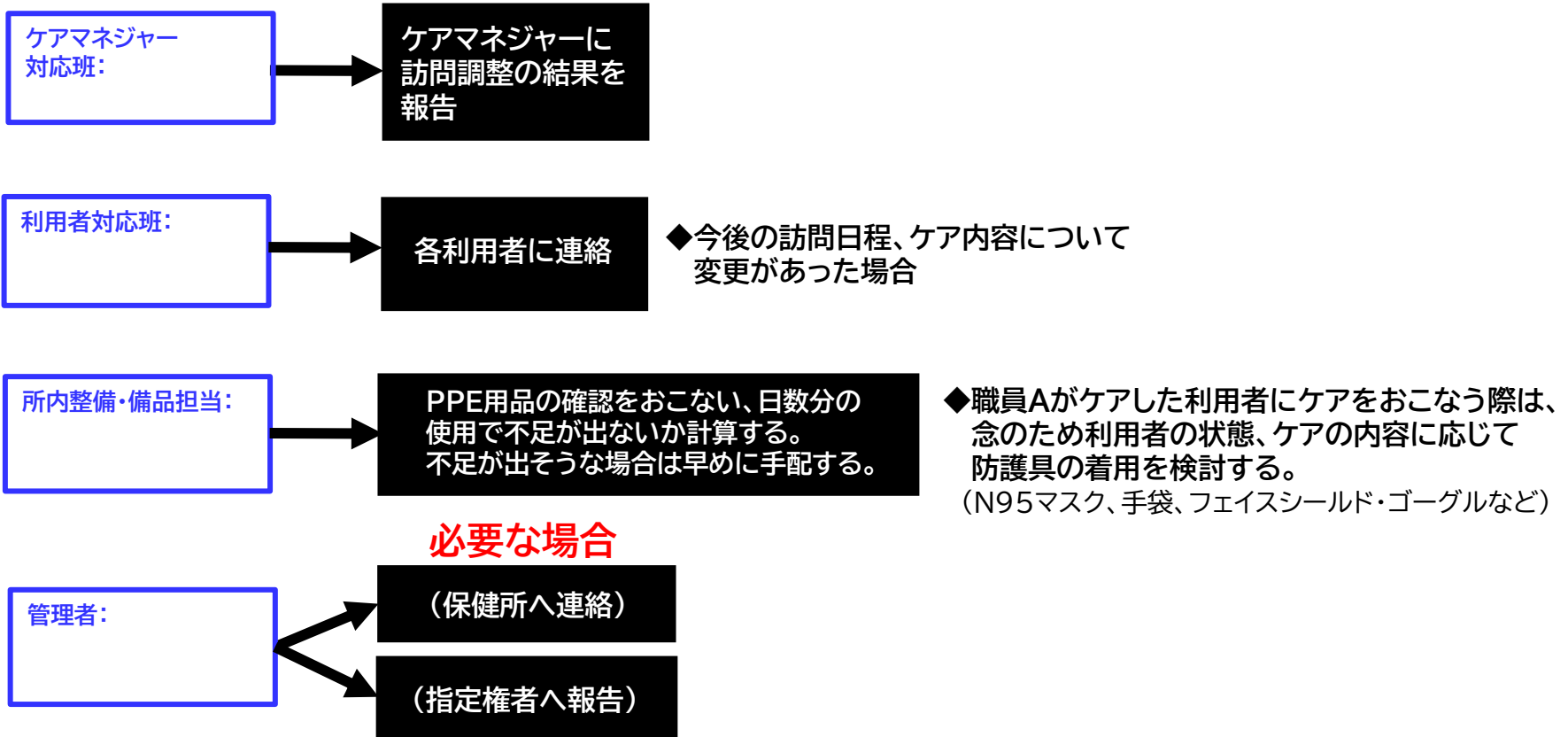
感染症対策本部に集約し、今後の対応方針を共有する

業務継続体制の確保



各利用者の訪問計画の変更が決定したらケアマネジャーに報告

業務継続体制の確保



職員Aがケアした利用者には、体調に変化があったら連絡をもらう。
※独居や利用者が高齢の場合などは毎日連絡し、体調を確認。
ホワイトボード等で情報を管理する。

参考資料

- 厚生労働省「業務継続計画（BCP）感染症編（介護サービス類型：訪問系）」
- 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- 厚生労働省「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上シナリオ～」
- 厚生労働省「令和5年度介護BCP策定支援セミナー机上訓練（訪問系）」
- 厚生労働省「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」
- 厚生労働省「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」
- 公益財団法人日本訪問看護財団「新版新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による対応マニュアルー第6波への対応ー」
- 東京都福祉局「BCP研修・訓練ガイドブック」
- 静岡県健康福祉部「福祉施設向け感染症対応訓練ツール」